

土佐和紙総合戦略



平成 30 年 (2018 年) 10 月

高 知 県

～ 目 次 ～

頁

第1章 はじめに

- ◇1-1 戦略策定の背景・目的 1
- ◇1-2 土佐和紙の定義と戦略の対象 2

第2章 土佐和紙を取り巻く現状

- ◇2-1 「土佐和紙の原料生産」について 3
- ◇2-2 「土佐和紙づくり〔原料流通から用具、和紙製造〕」について 4
- ◇2-3 「土佐和紙の流通〔用途、販路、販売促進〕」について 6
- ◇2-4 「文化の伝承」について 7

第3章 土佐和紙振興の基本方針と施策

- ◇3-1 基本方針の考え方 8
- ◇3-2 施策 9～15
 - ①土佐和紙の原料確保
 - ②用具の確保と土佐和紙生産者の後継者育成
 - ③土佐和紙のPR・販売促進・新商品開発
 - ④土佐和紙文化の発信と無形文化遺産登録

その他 参考資料

第1章

はじめに

◇ 1-1 戦略策定の背景・目的

○背景

江戸時代から土佐和紙、土佐漆喰、生糸は「土佐三白」と称され、高知県産のこれら白色の地場産品は、品質の高さから評価され、全国に出荷されてきた。

なかでも土佐和紙は1000年にわたり脈々と受け継がれてきた歴史ある伝統産業で、その技術は最先端の紙製造技術にも応用されている。また、土佐和紙の主な原料となる楮の栽培は、日当たりと日照時間、水はけのよい斜面など、本県特有の気候と地形的特性が適していることから、本県は全国有数の原料産地として知られている。

このような歴史と伝統を有する土佐和紙を後世に伝えるため、これまでも関係者による様々な取組がされてきたところであるが、楮生産農家の高齢化等による原材料不足、和紙生産者の後継者育成、流通販売、文化伝承などの課題の解決に至っていないのが現状である。

このため、庁内にプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を立ち上げ、土佐和紙振興のための総合戦略を作り、県庁を挙げて取り組むこととした。

○目的

原材料や用具の調達難、後継者不足、需要の減少、文化の伝承など、土佐和紙の直面する様々な課題に対し、土佐和紙の総合戦略を策定し、県庁をはじめ市町村や関係団体等と一体となった取組を進め、土佐和紙の伝統産業としての振興を図る。

○戦略の期間

土佐和紙総合戦略の期間は、平成35年（2023年）3月31日までとする。

○目標値

土佐和紙の販売額

(H29)	(H35)
5.9億円	7.0億円
機械すき 5.0億円	機械すき 6.0億円
手すき 0.9億円	手すき 1.0億円



◇1-2 土佐和紙の定義と戦略の対象

(1) 土佐和紙の定義

- ①狭義では、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（通称「伝産法」）の指定を受けている「土佐和紙」を”土佐和紙”と言う。これは一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される和紙で、製法は「流しすき」と「溜めすき」とされている。
- ②一般的には、①の「土佐和紙」と「機械（懸垂短網抄紙機）すき和紙」を合わせて”土佐和紙”と呼ばれ、生活用品として使用されている。
- ※上記①、②以外の高知県内で製造する家庭紙（ティッシュ、トイレットペーパー等）や機能紙、不織布などは、広く”土佐紙”と呼ばれ、和紙から派生した紙という位置付けとなっている。

(2) 戦略の対象

- 土佐和紙総合戦略では、上記①、②を対象とする。
ただし、②の「機械（懸垂短網抄紙機）すき和紙」は、原料に主として靱皮纖維（植物の外皮の下にある柔らかな内皮）を用いたものを対象として原料生産、販売促進、文化の伝承に関することに限る。
- 本戦略の対象としない紙に関しては、産業振興計画の産業成長戦略「紙産業の飛躍的な成長の促進」に基づき取組を進める。

【参考】

○国の伝統的工芸品として伝産法の指定を受けている県内品目

「土佐和紙」（昭和 51 年 12 月 15 日指定） ※下記分類①

「土佐打刃物」（平成 10 年 5 月 6 日指定） 以上 2 品目

○県内紙産業（土佐和紙）の定義

分類	製造	用途
①「土佐和紙」	手すき	書道用紙、絵画用紙その他
②「土佐和紙」	機械（懸垂短網抄紙機）すき	同上
③「土佐紙」	機械（その他の抄紙機）すき	家庭紙、機能紙、不織布など

第2章

土佐和紙を取り巻く現状

◇ 2-1 「土佐和紙の原料生産」について

〔原材料を育てる〕

土佐和紙の原料となる「こうぞ、みつまた、がんび」は、県内中山間地域を中心として、個々の生産農家による栽培や収穫が行われてきた。かつて「こうぞ」は冬場の貴重な換金作物として県内各地で栽培されていたが、農家数の減少や高齢化などにより生産量が減少している。

「こうぞ」の栽培は比較的容易である反面、刈取り、結束、切断、作業場への積み込み搬出など、これまで栽培農家が担ってきた生産工程は重労働で、このことも農家数の減少の一因となっている。また、イノシシやシカによる鳥獣被害や手入れ不足による「こうぞ」の品質低下も問題となっている。

〔和紙の原料をつくる〕

作業場へと持ち込んだ「こうぞ」の束を、甑（こしき）と呼ばれる蒸し器で3時間ほど蒸し、蒸した「こうぞ」をブルーシートで覆い保温した後に樹皮を剥がし、へぐりと呼ばれる表皮を削る作業や「さらし」（水洗い）などを行い、更にはソーダ灰や苛性ソーダなどのアルカリ性薬品を加えた熱湯で数時間煮て、変色やシミの原因となる細かなチリを手作業で取り除いた後、「こうぞ」の繊維を叩くなどの複数の作業工程を経て、和紙の原料となる。

作業工程の一部を省いたり手を抜くと良質な和紙をすくことができず、こうした大きな労力を伴う作業が、原料生産の労働力確保の大きな障壁となっている。

今後も県内産「こうぞ」の生産量と品質を維持しながら、良質な紙をすき続けるには、原料生産の担い手（労働力）と、労力に見合った収入の確保が必要となる。

県（環境農業推進課）が行った土佐和紙原料産地における生産状況調査では、直近1年間の「こうぞ」生産量は6,518kgで、そのうち県外流出は123kgである。（契約栽培等で一部生産状況が把握できていないものがある。）

調査を行う中で、「こうぞ」を束にする、蒸す等の作業に携わる人が少ない、栽培の労働に対して割が合わない、また、シカによる食害対策の徹底が必要などの意見が高齢者（平均80歳以上）から出ている。こうした現状を憂う高齢者は、自分の代で中止、縮小を考えているが、一方で「こうぞ」文化が廃れることに危機感を持っている。

こうした川上の栽培者の声が川中や川下まで十分に伝わっていない現状にある。

○土佐和紙原材料の特徴



クワ科の落葉低木。成木は3メートル程度となり、栽培が容易で毎年収穫できる。

繊維は太くて長く強靱なため、障子紙、表具用紙、美術書紙、奉書紙など、幅広い用途に原料として最も多く使用されている。刈取りは冬至の頃に行われる。



ジンチョウゲ科の落葉低木。成木は2メートル余りになり苗を植えてから3年毎に収穫できる。

繊維は柔軟で細くて光沢があり、紙の表面が滑らかで日本銀行券の原料としても使用される。その他、箔合紙、かな用書道用紙、美術工芸紙などに使用されている。



ジンチョウゲ科の落葉低木。成木は2メートル余りになり、生育が遅く栽培が難しいので、自生している雁皮を生剥ぎにして収穫する。「こうぞ」の持つ強さと「みつまた」の持つ光沢感の両方を兼ね備えている。繊維は細く短いため、半透明で光沢のある紙が漉け、虫が付きにくい特徴がある。

◇ 2 - 2 「土佐和紙づくり〔原料流通から用具、和紙製造〕」について

〔原料流通〕

土佐和紙の原材料として、こうぞ・みつまた・がんびの**韌皮繊維**（植物の外皮の下にある柔らかな内皮）のほか、とろろあおいの根から抽出した”ねり（又はのり）”が古くから用いられてきた。

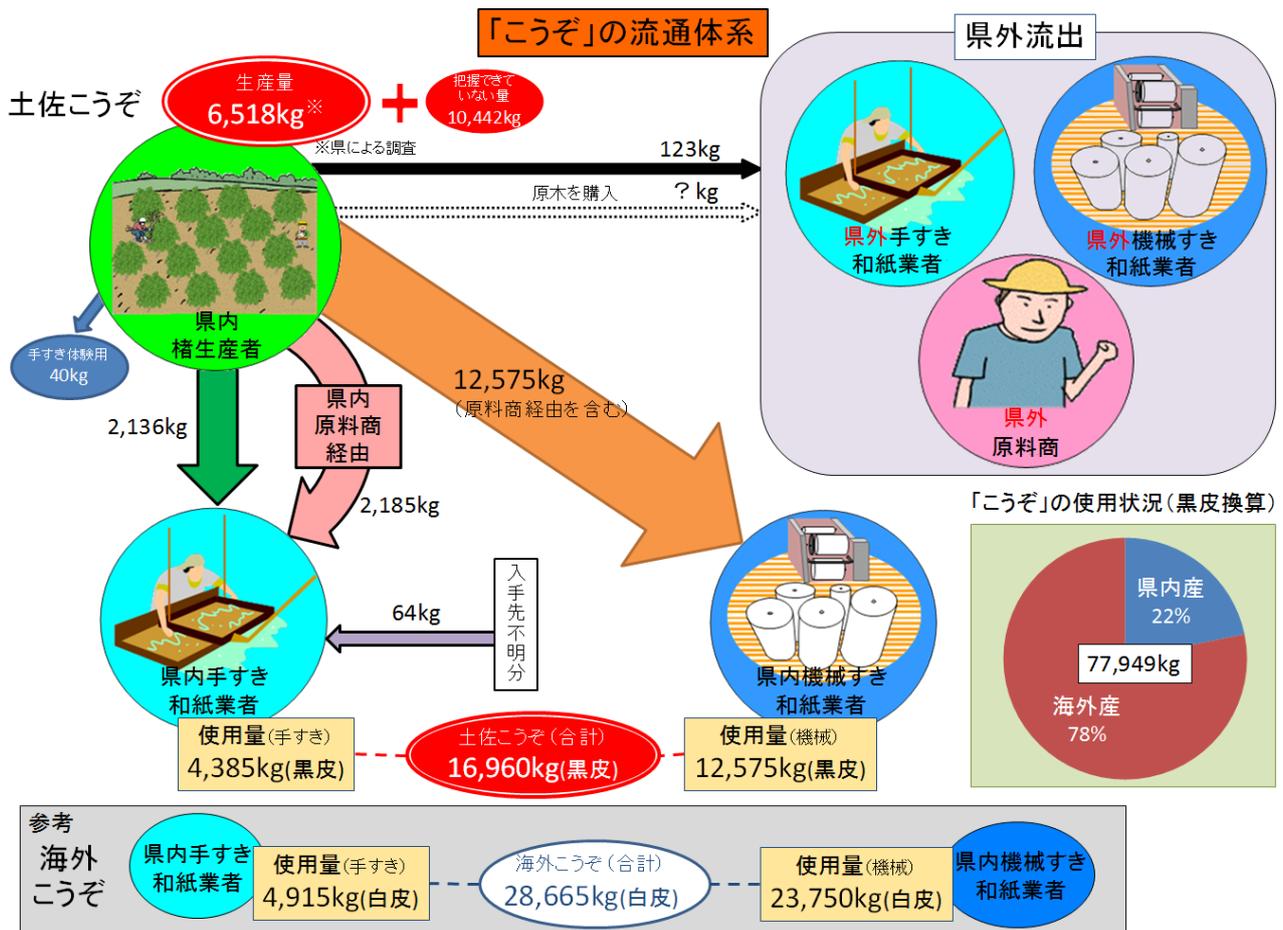
県内の手すき和紙業者と機械すき和紙業者を対象に、今年6月以降、県（工業振興課）が行った土佐和紙原料使用量調査では、直近1年間のこうぞ使用量（下図）を黒皮換算と比較すると県内産は約22%（16,960kg）で、残る約78%（60,989kg）は外国産が占めることが判明した。

比較的安価で入手可能な「タイ産こうぞ」が使用量の大半を占める一方で、内皮に含まれる樹脂分が「国産こうぞ」と比べて多い（＝長期保存が劣る）などの欠点も聞かれ、全国的にも評価が高い「県内産こうぞ」、いわゆる「土佐こうぞ」にこだわる手すき和紙業者や機械すき和紙業者も少なくない。

最近では質の良い「土佐こうぞ」を県内流通価格より高値で買い取る県外業者が現れるなどの状況も加わり、「県内産こうぞ」の供給が十分に賄いきれていない。

その他、「みつまた」の使用量は県内産が約44%（85kg）、残る56%（110kg）は外国産であり、「がんび」は県内産が約14%（200kg）、県外産が約2%（30kg）、残り約84%（1,205kg）を外国産が占める。

”ねり”の原材料別の使用量では「とろろあおい」が約65%（452kg）で、約35%（246kg）を化学糊が占めている。



図（主たる原料である”こうぞ”の例）

[用 具]

一般的に簀桁（すけた）と呼ばれる「すき簀」や「すき桁」は、手すき和紙をすく用具として欠くことができない。

簀や桁は、名刺やはがき、書道、絵画および絵画修復紙、壁紙など、すく紙の用途によって大きさや形がそれぞれ異なる。

その簀桁の全てを製作できる用具職人は県内に1名（80歳代後半）いるだけで、用具職人不足の解消のため、「全国手漉和紙用具製作技術保存会」が文化庁の補助を受けて全国を対象に後継者の育成研修を行っているが、後継者として独立するまでには至っていない。

県内の用具職人には全国から簀桁製作の注文が入っており、県内の和紙職人が製作を依頼しても2年から10年待ちとなっている。このため、傷んだすき簀は手すき和紙業者が自分でできるところは修理しながら使っているのが現状である。

1枚の和紙を漉くために、簀桁は大きいもので一度にバケツ1杯分もの和紙原料をすくって持ち上げ、前後左右に激しく揺り動かす動作を繰り返すため、丈夫で長持ちする材料を選定する必要がある。

簀の材料には竹ひごや萱ひご（ススキの穂）が使われ、0.6mmほどの細長いひごを同じ大きさに揃え、その1本1本を絹糸により均等な力で編み込むことで、すくった水がひごの間から適度に抜け、簀の上に均一な厚さの原料が残り、むらのない和紙が漉ける。竹簀や萱簀と呼ばれ、特に萱簀を作れる職人は他県におらず、萱簀でしか漉けない土佐和紙もあるため、後継者の確保が急がれる。

簀の大きさにもよるが、1日に編めるひごは50段（約5cm）と言われている。

桁の材料（本体）には水に強く変形などが起こりにくいヒノキが使われ、簀を直接乗せる部分（梁）には銅釘がいくつも打ち込まれ、原料をすくったときに生じる桁中心部分のたわみを考慮したミリ単位でのアーチ状の高さ調整が行われている。

このように、簀桁には職人の長年の経験で得た知恵と工夫が詰め込まれ、職人個々の感覚によって1つ1つ手作業で作られているため、用具製作技術は容易に修得できるものではない。

[和紙製造]

1000年の歴史を誇る土佐和紙であるが、木材パルプを使った洋紙の普及や建築様式の変化、電子書籍によるペーパーレス化など、生活様式の大きな変化が需要の減少に比例する形で土佐和紙職人の減少に繋がっている。

土佐手すき和紙生産量は、昭和28年の2,305トンをピークに、統計の残る平成17年には13トン（ピーク時の約0.6%）にまで減少していることから、現在では更に減少していると思われる。

高知県手すき和紙協同組合に加盟する組合員は現在18戸となっており、いの町（7戸）、土佐市（8戸）、仁淀川町、黒潮町、梶原町（それぞれ1戸）の各地域で和紙製造が行われている。

県では土佐和紙を後世に伝え、伝統産業として存続できるよう、平成27年度から後継者育成事業として土佐和紙職人の育成と確保に取り組んでいる。

現時点では後継者育成事業で手すき和紙を学んだ研修生（研修修了生）が、土佐和紙職人として独立するまでには至っておらず、研修終了後も研修先で引き続き修行をする方がほとんどである。

研修終了生の起業支援や、軌道に乗るまでの仕事と収入の確保を手助けする購買支援など、研修終了後の支援体制が整っていないことが、独り立ちを妨げる要因の一つと考えられる。

◇ 2 - 3 「土佐和紙の流通〔用途、販路、販売促進〕」について

手すき和紙の流通の多くは「個人への直接販売」と「高知県手すき和紙協同組合を通じた共同販売」とに大きく分けられる。

作家や芸術家などは原材料の産地や紙質へのこだわりから、和紙生産者から直接買い付けることがある。一方で多種多様な和紙を扱う消費地問屋は、高知県手すき和紙協同組合を通じた買い付けを行い、小売店等を通じて一般消費者に販売される。

用途としては生活様式の変化から近年、書道や版画などの美術紙、インテリア構成材、各種包装紙のほか、歴史的価値のある文化財や絵画の修復紙としても使用され、海外からも注目されている。

こうした新たな修復需要の開拓に向けて、公共・大学・各種学校等の図書館（国内で約 3,300 館）で司書が図書の修復に使用するための「修復紙キット」を高知県手すき和紙協同組合が作製し販売を開始した。

また、修復紙以外にもレーザー加工技術を活用した新たな商品開発など、紙産業技術センターによる技術支援も行われ、付加価値の更なる向上と販売の拡大を目指している。

販売促進に関しても、「ものづくり・匠の技の祭典」（東京都：国際フォーラム）への出展により首都圏でのPRを行うとともに、県外バイヤーを本県に招へいして商談会を開催するなどの取組に努めてきた。

さらに、平成 29 年 3 月に開館した高知城歴史博物館では、和室内装材として土佐和紙が使われ、藩政時代から土佐の特産品として土佐和紙が活用されてきたことを常設展示室で紹介するなど、県立文化施設内で土佐和紙のPRと土佐和紙製品の販売、各種関連イベントが行われている。

その他、PRをより広範囲に行うため、高知家プロモーションでのニュースレター等により土佐和紙の良さをマスコミ等に情報発信している。

このような取組が進められているところであるが、供給力や営業力の不足、主に原紙（製品・商品になる前の状態）での販売ということもあって、販路拡大や付加価値の向上に結びつくまでに至っていない。

◇2-4 「文化の伝承」について

かつての土佐和紙の産地では、身近に土佐和紙の原料を扱っている方（原料商）や紙すきの職人、紙問屋など土佐和紙に関わる方が大勢居て、そうした環境の中で、子供の頃から周りの大人たちの素晴らしい技術を見ることで、土佐和紙の良さや魅力に気づき、またそれに関わる人に憧れて自分も土佐和紙職人となり、やがて同じように職人として活躍するようになる、といった形で土佐和紙の技術がこれまで受け継がれてきた。

いの町や土佐市など、土佐和紙に関係する市町村の小・中学校では、手すき和紙づくりや和紙を使った美術作品づくりなどが行われ、自分がすいた和紙で卒業証書を製作する学校もある。

そうした土佐和紙文化を後世に伝えるため、いの町紙の博物館（土佐和紙伝統産業会館：1985年開館）や土佐和紙工芸村などで土佐和紙の手すき体験が気軽に行えるようになっている。

いの町紙の博物館では、高知国際版画トリエンナーレ展が3年に1度開催され、海外からも和紙を使った多数の版画作品が出展されている。版画作品を一堂に集めたトリエンナーレ展は数少ない文化と芸術を繋ぐ展示会であり、土佐和紙文化を国内はもとより世界に向けて発信している。

また、高知城歴史博物館や県立美術館、歴史民俗資料館などの県立文化施設での取組を通じて、藩政時代から土佐の特産品として土佐和紙が活用されてきたことなど、土佐和紙やその文化についての紹介を行っている。

県の無形文化財に指定された「土佐典具帖紙」「土佐清帳紙」「須崎半紙」「狩山障子紙」「土佐薄様雁皮紙」の5つの和紙のうち、生産を継続しているのは「土佐典具帖紙」と「土佐清帳紙」の2種類となっており、生産者はそれぞれ1事業者のみである。

技術の伝承や国の重要無形文化財指定（ユネスコ無形文化遺産登録）等を目的に、平成28年度に土佐和紙保存会が設立されたが、現状では国の重要無形文化財指定の要件となる紙の指定や、3者以上の生産者の確保の両方が達成できていない。

まずは双方の生産者の確保とともに、国の重要無形文化財の指定に向けた関係者の意識の醸成が必要である。

その他、文書や絵画の修理で使用される補修紙の生産技術の伝承に関しても、国の補助事業を活用し伝承者の養成が行われている。

第3章

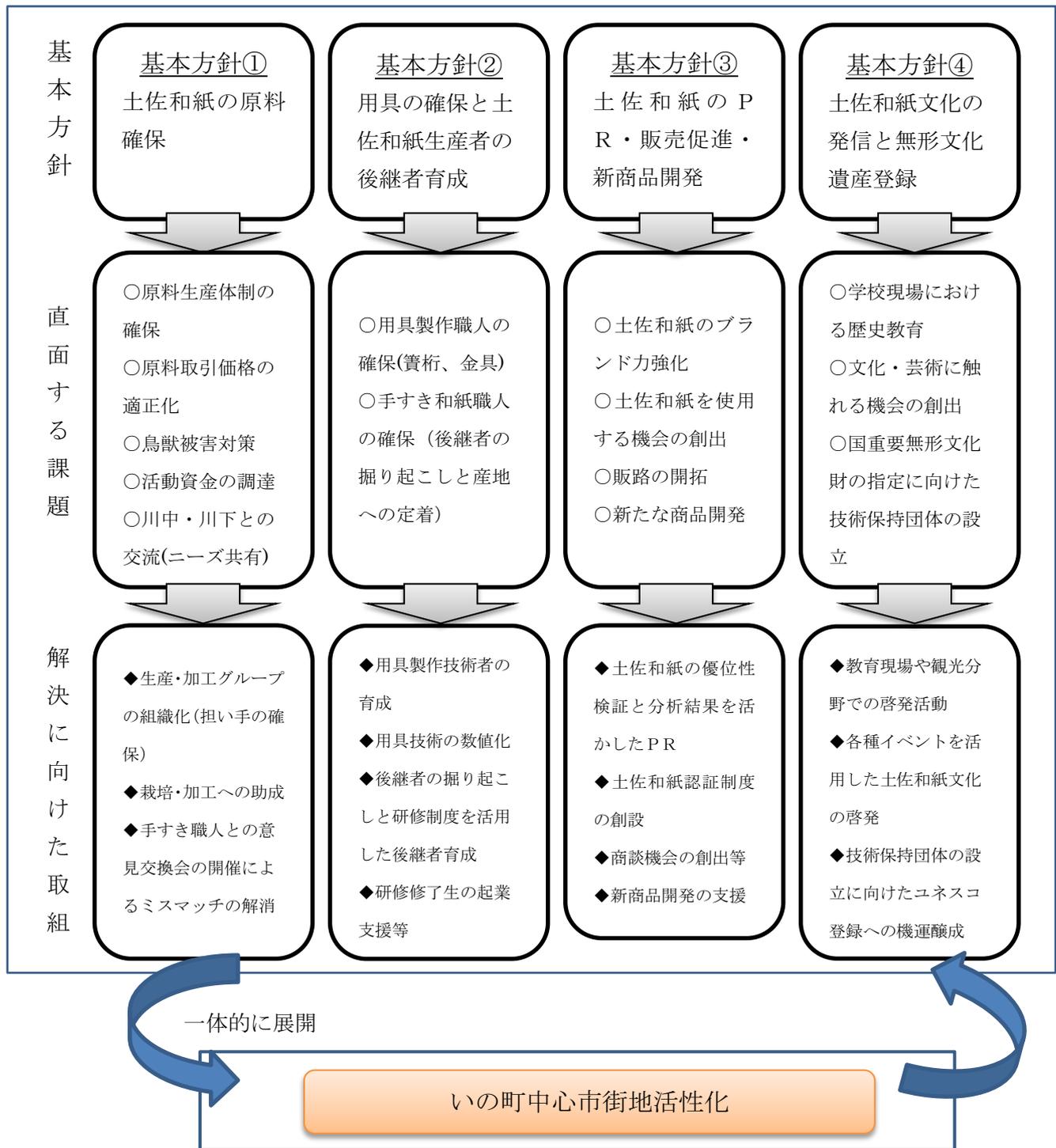
土佐和紙振興の基本方針と施策

3-1 基本方針の考え方

土佐和紙が伝統産業として持続していくためには、川上・川中・川下が直面している課題を関係者が共有し、必要な対策を県、市町村、関係団体等が一体となって講じる必要がある。

また、土佐和紙の主要産地であるいの町において進められている「いの町中心市街地活性化」の取組においても、土佐和紙は重要な地域資源として位置付けられており、本総合戦略と一体となって進めることで、土佐和紙振興といの町中心市街地活性化の両立を図ることが期待できる。

以上の考え方を基本に、下表の4つの基本方針のもと、取組を進めていくこととする。



育てる ⇒ つくる ⇒ 売る ⇒ 使う ことで、土佐和紙を後世に。地域を元気に！！

基本方針①

土佐和紙の原料確保

原料生産（栽培）

【課題】

- ・労働力の確保（栽培、収穫）
- ・持続的な生産が可能な原料価格の確保
- ・計画的な原料生産の仕組みづくり（こうぞ生産者と和紙生産者との契約による栽培など）
- ・シカやイノシシによる鳥獣被害対策
- ・生産者グループ等の活動資金の確保

【施策】

◎情報共有の場の提供

- こうぞ生産者と手すき和紙生産者との意見交換の開催 【仁淀川地域本部】【工業振興課】
 - ・こうぞ生産者と手すき和紙生産者との意見交換会を開催し、こうぞ取引における相互のミスマッチの解消に繋げる（量、品質、価格等）。

◎生産体制の確立

- こうぞ生産グループの組織化、既存グループの活動強化
【仁淀川地域本部】【工業振興課】＜中小企業団体中央会＞
 - ・こうぞ生産や収穫作業に、土佐和紙生産者や土佐和紙に興味がある都市部の方（ボランティア）の参画を促し、必要量が確保できる体制を作る。
- こうぞ生産グループ等への補助金等による助成
【環境農業推進課】【農地・担い手対策課】【中山間地域対策課】
【計画推進課】＜中小企業団体中央会＞
 - ・こうぞ生産グループ等に対して必要に応じ、補助金等を活用し、その活動を支援する。
- こうぞ栽培が可能な土地の情報収集、あっせん 【農地・担い手対策課】【工業振興課】
 - ・こうぞ生産グループに対し、こうぞ生産が可能な耕作放棄地、採石場残置などの情報提供やあっせんを行う。

◎いの町中心市街地活性化

- いの町が進める「いの町中心市街地活性化」の取組については、重要な地域資源として「土佐和紙」を位置付けており、「土佐和紙総合戦略」と一体的に取組を進める。

原料生産（加工）

【課題】

- ・労働力の確保（蒸し、皮剥ぎ、へぐり）
- ・持続的な生産が可能な原料価格の確保
- ・計画的な原料生産の仕組みづくり（こうぞ生産者と和紙生産者との契約による栽培など）
- ・生産者グループ等の活動資金の確保

【施策】

◎情報共有の場の提供（再掲）

- こうぞ生産者と手すき和紙生産者との意見交換の開催【仁淀川地域本部】【工業振興課】
 - ・こうぞ生産者と手すき和紙生産者との意見交換会を開催し、こうぞ取引における相互のミスマッチの解消に繋げる（量、品質、価格等）。

◎生産体制の確立

○加工グループの組織化、既存グループの活動強化

【仁淀川地域本部】【工業振興課】＜中小企業団体中央会＞

- ・こうぞの「こうぞ蒸し」や「へぐり」などの加工に、土佐和紙生産者や土佐和紙に興味のある都市部の方（ボランティア）の参画を促し、必要量が確保できる体制を作る。
- ・必要に応じて拠点となる共同作業場の設置等を支援する。

○こうぞ生産グループ等への補助金等による助成（再掲）

【環境農業推進課】【農地・担い手対策課】【中山間地域対策課】

【計画推進課】＜中小企業団体中央会＞

- ・こうぞ生産グループ等に対して必要に応じ、補助金等を活用し、その活動を支援する。

◎いの町中心市街地活性化（再掲）

- いの町が進める「いの町中心市街地活性化」の取組については、重要な地域資源として「土佐和紙」を位置付けており、「土佐和紙総合戦略」と一体的に取組を進める。

基本方針②

用具の確保と土佐和紙生産者の後継者育成

用具の確保

【課題】

- ・ 桁を製作できる職人の確保（県内に1名しかいない。）
- ・ 桁に使用する金具を製作する職人の確保（現在、県内に職人はいない。）
- ・ 萱簀、竹簀を製作できる職人の確保（県内に1名いるだけで、いつ途絶えてもおかしくない。）

【施策】

◎用具不足への対応

○いの町所有の簀桁の修繕と貸出し

【仁淀川地域本部】〈いの町〉

- ・ いの町に寄贈されている簀桁の修繕（編み直し等）を実施し、用具調達が困難な新規後継者等の職人に対して貸出しを行う仕組みを構築する。

◎人材育成

○用具製作技術者の育成

【文化財課】

- ・ 文化庁補助事業を活用し、現在研修を受けている方の継続支援を行う。
- ・ さらに指導者が確保できれば、追加要望を行いながら用具製作技術者の養成のための研修事業を継続する。

◎用具技術の数値化

○桁寸法の数値化と数値データの活用

【工業振興課】

- ・ 工業技術センターの計測技術を活用し、用具寸法の数値化（データベース化）を行い、研修者の技術習得に活用する。

土佐和紙生産者の後継者育成

【課題】

- ・ 後継者の更なる掘り起こしと育成
- ・ 研修生の産地への定着

【施策】

◎人材育成

○後継者の掘り起こし

【工業振興課】

- ・ 移住促進・人材確保センターとの連携や、地域おこし協力隊制度の活用等による後継者の更なる掘り起こしを行う。
- ・ 伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金を活用し、土佐和紙に興味を持つ方向けの短期研修を行う。
- ・ ものづくり総合技術展の伝統産業ブースで後継者育成事業で研修生がすいた紙を展示する（研修生のモチベーション向上と新たな人材の確保）。

○後継者の育成・定着

【工業振興課】

- ・伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金を活用した2年間の長期研修により、後継者を育成・支援する（その他、国の補助事業も活用）。
- ・県で使用する賞状や名刺、学校で使用する卒業証書など毎年一定量を県で購入し、技術習得・経営安定化を支援する。
- ・案件に応じて事業承継や空き店舗の情報を提供し、起業をサポートする。

基本方針③

土佐和紙のPR・販売促進・新商品開発

【課題】

- ・土佐和紙のブランド力の強化
- ・土佐和紙を使用する機会の創出
- ・販路の開拓
- ・新たな商品開発

【施策】

◎「土佐和紙」のブランド力の強化

○ブランド力の強化

【工業振興課】【紙産業技術センター】【仁淀川地域本部】

- ・紙産業技術センターで土佐和紙等の優位性を科学的に分析する。
- ・分析で得られたデータを土佐和紙のPRに活用する。
- ・個々の土佐和紙生産者にスポットを当て、生産者ごとのこだわりや紙の違いをホームページ等によりPRする。

○土佐こうぞにこだわった認証制度の創設

【工業振興課】【紙産業技術センター】

- ・こうぞ産地を守り、土佐和紙のブランド力の強化を図るため、県産こうぞや製法にこだわって製作する土佐和紙を認証する制度を創設する。

◎土佐和紙PR

○高知家プロモーション等でのPR

【地産地消・外商課】【工業振興課】

- ・和紙を使用する情報発信力のあるアーティスト等を活用し、WEB、SNS、ニュースレター等を活用して、県内外へ土佐和紙の良さを広くPRする。
- ・ユネスコ登録に向けた機運の醸成を図るため、土佐和紙保存会での検討を踏まえ、登録に有力な紙について重点的な情報発信を行う。

○イベント等でのPR

【工業振興課】

- ・首都圏で開催される「土佐和紙展」等の伝統産業イベント、台湾ギフトショー、県内で開催されるものづくり総合技術展などへの出展を支援し、広くPRする。

◎販売促進

○販路開拓支援

【工業振興課】

- ・産業振興センターの県外コーディネーターによる外商支援を実施する。
- ・首都圏等での見本市出展や小売店でのフェアの開催を支援する。
- ・ものづくり総合技術展及び県外バイヤーの招へいによる商談機会を提供する。

○県関係施設等での販売

【文化振興課】〈いの町〉

- ・高知城歴史博物館、県立美術館、歴史民俗資料館、いの町紙の博物館、土佐和紙工芸村等で土佐和紙製品の販売を行う。

○土佐和紙の県等での活用

【工業振興課】

- ・土佐こうぞの需要を増やし、産地を守る取組の一つとして、県で使用する重要な賞状、知事の名刺や海外要人へのニュースレター等に土佐こうぞ使用の土佐和紙を積極的に活用する。

◎新商品開発

○新商品開発への支援

【工業振興課】【紙産業技術センター】

- ・紙産業技術センターのノウハウや設備を活用し、新商品開発のための技術支援を行う（新たな用途開発等）。
- ・産業振興センターの職員や専門家派遣により、製品企画書の策定を支援する。
- ・ものづくり事業戦略推進事業費補助金で市場調査や新商品開発を支援する。

◎いの町中心市街地活性化（再掲）

- いの町が進める「いの町中心市街地活性化」の取組については、重要な地域資源として「土佐和紙」を位置付けており、「土佐和紙総合戦略」と一体的に取組を進める。

基本方針④

土佐和紙文化の発信と無形文化遺産登録

【課題】

- ・学校現場における和紙の歴史や伝統の教育機会の確保
- ・和紙文化、芸術に触れる機会の創出
- ・国の重要無形文化財の指定のための技術保持団体の設立

【施策】

◎土佐和紙文化の啓発

- 県立施設等での活用や企画展の実施 【文化振興課】〈いの町〉
 - ・高知城歴史博物館、歴史民俗資料館等での内装材への使用や企画展などを行う。

- 教育現場での啓発活動 【文化財課】
 - ・小学校の副読本等で土佐和紙の紹介を行う。
 - ・小学生や中学生を対象とした、いの町紙の博物館等での体験学習を実施する。
 - ・卒業証書での土佐和紙の活用を促進する。

- 観光分野での活用による啓発 【工業振興課】【仁淀川地域本部】
 - ・JR四国の記念乗車券に土佐和紙を活用し、観光客へのPRを行う。

- 紙とあそぼう作品展の開催 【工業振興課】〈いの町〉
 - ・高知県下の児童・生徒から「紙」を使って製作した作品を募集・展示する「紙とあそぼう作品展」を毎年開催し、いの町紙の博物館や土佐和紙のPRを行う。

- 国際版画トリエンナーレ展の開催 【工業振興課】〈関係市町村〉
 - ・国際的に評価が高い版画展である「国際版画トリエンナーレ展」を3年に1回開催し、国内外向けに土佐和紙や版画文化の知名度向上を図る（次回、H32年開催）。

◎ユネスコ無形文化遺産への登録

- 土佐和紙保存会の活動支援 【文化財課】
 - ・土佐和紙保存会の活動を支援し、ユネスコ登録への機運醸成を図る。
 - ・ユネスコ登録の前提となるスケジュールや必要な準備を行うため、文化庁担当者を招へいし、関係者との勉強会や意見交換を行う。

- 技術保持団体の設立 【文化財課】
 - ・国の重要無形文化財へ申請する紙の選定に向け、関係者との調整を行う。
 - ・保持団体の要件となる後継者（3事業体以上必要）の育成を行う。
 - ・文化財指定の紙について、後継者育成と紙を決めるための協議を行い、保持団体の設立を目指す。

◎いの町中心市街地活性化（再掲）

- いの町が進める「いの町中心市街地活性化」の取組については、重要な地域資源として「土佐和紙」を位置付けており、「土佐和紙総合戦略」と一体的に取組を進める。

【土佐和紙総合戦略】

基本方針	課題	施策	H30以前	H31	H32	H33以降	指標及び目標	
							指標	目標値(H35)
① 土佐和紙の原料確保	<p>【原料生産(栽培)】</p> <p>(1)労働力の確保(栽培、収穫)</p> <p>(2)持続的な生産が可能な原料価格の確保</p> <p>(3)計画的な原料生産の仕組みづくり(こうぞ生産者と和紙生産者との契約による栽培など)</p> <p>(4)シカやイノシシによる鳥獣被害対策</p> <p>(5)生産者グループ等の活動資金の確保</p>	<p>【原料生産(栽培)】</p> <p>◎情報共有の場の提供</p> <p>○こうぞ生産者と手すき和紙生産者との意見交換の開催(H30～)</p> <p>・こうぞ生産者と手すき和紙生産者との意見交換会を開催し、こうぞ取引における相互のミスマッチの解消に繋げる(量、品質、価格等)。</p> <p>◎生産体制の確立</p> <p>○こうぞ生産グループの組織化、既存グループの活動強化(H31～)</p> <p>・こうぞ生産や収穫作業に、土佐和紙生産者や土佐和紙に興味がある都市部の方(ボランティア)の参画を促し、必要量が確保できる体制を作る。</p> <p>○こうぞ生産グループ等への補助金等による助成(H31～)</p> <p>・こうぞ生産グループ等に対して必要に応じ、補助金等を活用し、その活動を支援する。</p> <p>○こうぞ栽培が可能な土地の情報収集、あっせん(H30～)</p> <p>・こうぞ生産グループに対し、こうぞ生産が可能な耕作放棄地、採石場残地などの情報提供やあっせんを行う。</p> <p>◎いの町中心市街地活性化(H30～)</p> <p>○いの町が進める「いの町中心市街地活性化」の取組については、重要な地域資源として「土佐和紙」を位置付けており、「土佐和紙総合戦略」と一体的に取組を進める。</p>					<p>土佐和紙の販売額(H29:5.9億円)</p> <p>機械すき 5.0億円</p> <p>手すき 0.9億円</p>	<p>7.0億円</p> <p>機械すき6.0億円</p> <p>手すき 1.0億円</p>
	<p>【原料生産(加工)】</p> <p>(1)労働力の確保(蒸し、皮剥ぎ、へぐり)</p> <p>(2)持続的な生産が可能な原料価格の確保</p> <p>(3)計画的な原料生産の仕組みづくり(こうぞ生産者と和紙生産者との契約による栽培など)</p> <p>(4)生産者グループ等の活動資金の確保</p>	<p>【原料生産(加工)】</p> <p>◎情報共有の場の提供(再掲)</p> <p>○こうぞ生産者と手すき和紙生産者との意見交換の開催(H30～)</p> <p>・こうぞ生産者と手すき和紙生産者との意見交換会を開催し、こうぞ取引における相互のミスマッチの解消に繋げる(量、品質、価格等)。</p> <p>◎生産体制の確立</p> <p>○加工グループの組織化、既存グループの活動強化(H31～)</p> <p>・こうぞの「こうぞ蒸し」や「へぐり」などの加工に、土佐和紙生産者や土佐和紙に興味がある都市部の方(ボランティア)の参画を促し、必要量が確保できる体制を作る。</p> <p>・必要に応じて拠点となる共同作業場の設置等を支援する。</p> <p>○こうぞ生産グループ等への補助金等による助成(H31～)(再掲)</p> <p>・こうぞ生産グループ等に対して必要に応じ、補助金等を活用し、その活動を支援する。</p> <p>◎いの町中心市街地活性化(H30～)(再掲)</p> <p>○いの町が進める「いの町中心市街地活性化」の取組については、重要な地域資源として「土佐和紙」を位置付けており、「土佐和紙総合戦略」と一体的に取組を進める。</p>					<p>手すき和紙協同組合加入の事業体(H30:18事業体)</p>	20事業体
② 用具の確保と土佐和紙生産者の後継者育成	<p>【用具の確保】</p> <p>(1)桁を製作できる職人の確保(県内に1名しかいない。)</p> <p>(2)桁に使用する金具を製作する職人の確保(現在、県内に職人はいない。)</p> <p>(3)萱簀、竹簀を製作できる職人の確保(県内に1名いるだけで、いつ途絶えてもおかしくない。)</p>	<p>【用具の確保】</p> <p>◎用具不足への対応</p> <p>○いの町所有の賞桁の修繕と貸出し(H31～)</p> <p>・いの町に寄贈されている賞桁の修繕(編み直し等)を実施し、用具調達に困難な新規後継者等の職人に対して貸出しを行う仕組みを構築する。</p> <p>◎人材育成</p> <p>○用具製作技術者の育成(H30～)</p> <p>・文化庁補助事業を活用し、現在研修を受けている方の継続支援を行う。</p> <p>・さらに指導者が確保できれば、追加要望を行いながら用具製作技術者の養成のための研修事業を継続する。</p> <p>◎用具技術の数値化</p> <p>○桁寸法の数値化と数値データの活用(H30～)</p> <p>・工業技術センターの計測技術を活用し、用具寸法の数値化(データベース化)を行い、研修者の技術習得に活用する。</p>					<p>用具不足への対応</p> <p>いの町所有の賞桁の修繕と貸出し</p>	
	<p>【土佐和紙生産者の後継者育成】</p> <p>(1)後継者の更なる掘り起こしと確保</p> <p>(2)研修生の産地への定着</p>	<p>【土佐和紙生産者の後継者育成】</p> <p>◎人材育成</p> <p>○後継者の掘り起こし(H30～)</p> <p>・移住促進・人材確保センターとの連携や、地域おこし協力隊制度の活用等による後継者の更なる掘り起こしを行う。</p> <p>・伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金を活用し、土佐和紙に興味を持つ方向けの短期研修を行う。</p> <p>・ものづくり総合技術展の伝統産業ブースで後継者育成事業で研修生がすいた紙を展示する。(研修生のモチベーション向上と新たな人材の確保)</p> <p>○後継者の育成・定着(H30～)</p> <p>・伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金を活用した2年間の長期研修により、後継者を育成・支援する(その他、国の補助事業も活用)。</p> <p>・県で使用する賞状や名刺、学校で使用する卒業証書など毎年一定量を県で購入し、技術習得・経営安定化を支援する。</p> <p>・案件に応じて事業承継や空き店舗の情報を提供し、起業をサポートする。</p>					<p>人材育成</p> <p>後継者の掘り起こし</p> <p>後継者の育成・定着</p>	

【土佐和紙総合戦略】

基本方針	課題	施策	H30以前	H31	H32	H33以降	指標及び目標	
							指標	目標値(H35)
③ 土佐和紙のPR・販売促進・新商品開発	(1) 土佐和紙のブランド力の強化 (2) 土佐和紙を使用する機会の創出 (3) 販路の開拓 (4) 新たな商品開発	<p>◎「土佐和紙」のブランド力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ブランド力の強化(H30～) <ul style="list-style-type: none"> 紙産業技術センターで土佐和紙等の優位性を科学的に分析する。 分析で得られたデータを土佐和紙のPRに活用する。 個々の土佐和紙生産者にスポットを当て、生産者ごとのこだわりや紙の違いをホームページ等によりPRする。 ○土佐こうぞにこだわった認証制度の創設(H30～) <ul style="list-style-type: none"> こうぞ産地を守り、土佐和紙のブランド力の強化を図るため、県産こうぞや製法にこだわって製作する土佐和紙を認証する制度を創設する。 <p>◎土佐和紙PR</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高知家プロモーション等でのPR(H30～) <ul style="list-style-type: none"> 和紙を使用する情報発信力のあるアーティスト等を活用し、WEB、SNS、ニュースレター等を活用して、県内外へ土佐和紙の良さを広くPRする。 ユネスコ登録に向けた機運の醸成を図るため、土佐和紙保存会での検討を踏まえ、登録に有力な紙について重点的な情報発信を行う。 ○イベント等でのPR(H30～) <ul style="list-style-type: none"> 首都圏で開催される「土佐和紙展」等の伝統産業イベント、台湾ギフトショー、県内で開催されるものづくり総合技術展などへの出展を支援し、広くPRする。 <p>◎販売促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○販路開拓支援(H30～) <ul style="list-style-type: none"> 産業振興センターの県外コーディネーターによる外商支援を実施する。 首都圏等での見本市出展や小売店でのフェアの開催を支援する。 ものづくり総合技術展及び県外バイヤーの招へいによる商談機会を提供する。 ○県関係施設等での販売(H30～) <ul style="list-style-type: none"> 高知城歴史博物館、県立美術館、歴史民俗資料館、いの町紙の博物館、土佐和紙工芸村等で土佐和紙製品の販売を行う。 ○土佐和紙の県等での活用(H30～) <ul style="list-style-type: none"> 土佐こうぞの需要を増やし、産地を守る取組の一つとして、県で使用重要な賞状、知事の名刺や海外要人へのレター等に土佐こうぞ使用の土佐和紙を積極的に活用する。 <p>◎新商品開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新商品開発への支援(H30～) <ul style="list-style-type: none"> 紙産業技術センターのノウハウや設備を活用し、新商品開発のための技術支援を行う(新たな用途開発等)。 産業振興センターの職員や専門家派遣により、製品企画書の策定を支援する。 ものづくり事業戦略推進事業費補助金で市場調査や新商品開発を支援する。 <p>◎いの町中心市街地活性化(H30～)(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いの町が進める「いの町中心市街地活性化」の取組については、重要な地域資源として「土佐和紙」を位置付けており、「土佐和紙総合戦略」と一体的に取組を進める。 	<p>「土佐和紙」のブランド力の強化</p> <p>ブランド力の強化</p> <p>土佐こうぞにこだわった認証制度の創設</p> <p>認証制度の運用</p>	<p>土佐和紙PR</p> <p>高知家プロモーション等でのPR</p> <p>イベント等でのPR</p>	<p>販売促進</p> <p>販路開拓支援</p> <p>県関係施設等での販売</p> <p>土佐和紙の県等での活用</p>	<p>新商品開発</p> <p>新商品開発への支援</p>	<p>いの町中心市街地活性化</p> <p>「いの町中心市街地活性化」の取組について、「土佐和紙総合戦略」と一体的に推進</p>	
			④ 土佐和紙文化の発信と無形文化遺産登録	(1) 学校現場における和紙の歴史や伝統の教育機会の確保 (2) 和紙文化、芸術に触れる機会の創出 (3) 国の重要無形文化財の指定のための技術保持団体の設立	<p>◎土佐和紙文化の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立施設等での活用や企画展の実施(H30～) <ul style="list-style-type: none"> 高知城歴史博物館、歴史民俗資料館等での内装材への使用や企画展などを行う。 ○教育現場での啓発活動(H30～) <ul style="list-style-type: none"> 小学校の副読本等で土佐和紙の紹介を行う。 小学生や中学生を対象とした、いの町紙の博物館等での体験学習を実施する。 卒業証書での土佐和紙の活用を促進する。 ○観光分野での活用による啓発(H30～) <ul style="list-style-type: none"> JR四国の記念乗車券に土佐和紙を活用し、観光客へのPRを行う。 ○紙とあそぼう作品展の開催(H30～) <ul style="list-style-type: none"> 高知県下の児童・生徒から「紙」を使って制作した作品を募集・展示する「紙とあそぼう作品展」を毎年開催し、いの町紙の博物館や土佐和紙のPRを行う。 ○国際版画トリエンナーレ展の開催(H30～) <ul style="list-style-type: none"> 国際的に評価が高い版画展である「国際版画トリエンナーレ展」を3年に1回開催し、国内外向けに土佐和紙や版画文化の知名度向上を図る。(次回、H32年開催) <p>◎ユネスコ無形文化遺産への登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土佐和紙保存会の活動支援(H30～) <ul style="list-style-type: none"> 土佐和紙保存会の活動を支援し、ユネスコ登録への機運醸成を図る。 ユネスコ登録への前提となるスケジュールや必要な準備を行うため、文化庁担当者を招へいし、関係者との勉強会や意見交換を行う。 ○技術保持団体の設立(H33～) <ul style="list-style-type: none"> 国の重要無形文化財へ申請する紙の選定に向け、関係者との調整を行う。 保持団体の要件となる後継者(3事業体以上必要)の育成を行う。 文化財指定の紙について、後継者育成と紙を決めるための協議を行い、保持団体の設立を目指す。 <p>◎いの町中心市街地活性化(H30～)(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いの町が進める「いの町中心市街地活性化」の取組については、重要な地域資源として「土佐和紙」を位置付けており、「土佐和紙総合戦略」と一体的に取組を進める。 	<p>土佐和紙文化の啓発</p> <p>県立施設等での活用や企画展の実施</p> <p>教育現場での啓発活動</p> <p>観光分野での活用による啓発</p> <p>紙とあそぼう作品展の開催</p> <p>国際版画トリエンナーレ展の開催</p>	<p>ユネスコ無形文化遺産への登録</p> <p>土佐和紙保存会の活動支援</p> <p>技術保持団体の設立</p>	<p>いの町中心市街地活性化</p> <p>「いの町中心市街地活性化」の取組について、「土佐和紙総合戦略」と一体的に推進</p>